

2018年9月25日現在

(直近7日間の平均実績:税引き前、米ドルベース)

年率換算利回り 年 **1.470%**

上記の数値は過去の運用実績の概況を示したものであり、今後の運用実績の見込みを示すものや、運用実績を保証するものではありません。

また、米ドルベースの利回りですので、円から投資する場合は、為替変動による影響を受けます。

ファンドの特色

1. 米ドル・ポートフォリオはUS\$マスター・ファンドへの投資を通じて、主に信用度の高い金融市場証券に分散投資します。US\$マスター・ファンドは受益証券1口当たり1米ドルの、安定した純資産価格の達成を目指します。
2. 投資収益の全部または実質的に全部は、各営業日に分配され、当該月の最終営業日に再投資されます。

投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。ファンドは、マスター・ファンドへの投資を通じて、主に外貨建債券に投資しますので、為替の変動、取引相手方や組入債券の発行体の倒産・財務状況の悪化、金利変動等による組入債券の価格下落等の影響により、純資産価格が下落し、投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。また、純資産価格が外貨建てで表示されますので、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落や為替相場の変動により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。

本ファンドの1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「債券投資に関するリスク」「金利リスク」「信用／債務不履行リスク」「市場リスク」「流動性リスク」などがあります。

※くわしくは最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資リスク」をご覧ください。

お申込みの際は必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。「投資信託説明書(交付目論見書)」は販売会社までご請求ください。

- 本ファンドは公社債など値動きのある証券に投資し、運用成果は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

(注1) 本資料において、ゴールドマン・サックス・MMFを「ファンド」といいます。ファンドが現在発行する受益証券は、米ドル建てのゴールドマン・サックス・米ドル・MMF(以下「米ドル・ポートフォリオ」といいます。)受益証券です(以下「ファンド証券」、「受益証券」または「ポートフォリオ証券」といいます。)

(注2) 本資料において、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー—ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンドを「US\$マスター・ファンド」といいます(以下「マスター・ファンド」といいます。)

最終頁の「本資料のご利用にあたってのご留意事項等」をご覧ください。

代行協会員

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

お申込みメモ(1)

くわしくは最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

購入(申込み)単位	<p>米ドル・ポートフォリオ 当初申込み:10米ドル以上1米セント単位 追加申込み:1米セント以上1米セント単位 ※ただし、日本における販売会社はこれと異なる最低申込単位を定めることがあります。</p>
購入(申込み)価額	<p>各申込みが管理会社により受諾された取引日に適用される1口当たり純資産価格(ただし、通常は1米セントです。) ※取引日とは、(i)ロンドン、ニューヨークおよび日本の銀行の営業日で、ニューヨーク証券取引所の営業日である日か、または(ii)管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。</p>
購入(申込み)代金	<p>申込みのあった取引日の翌取引日までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとします。 ※申込金額は(i)米ドルで、または(ii)円貨で(ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限ります。)支払うものとします。 ※円貨により支払われる場合、米ドルと円貨との換算は、別段の定めのない限り各申込みについての申込日または払込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。</p>
換金(買戻し)価額	<p>取引日に決定されるポートフォリオの1口当たりの純資産価格</p>
換金(買戻し)代金	<p>原則として買戻しを請求した取引日の翌取引日に支払われます(ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限ります。)</p>
申込締切時間	<p>原則として各取引日の午後3時までに受領された申込みは、当該取引日に取り扱われます。ただし、日本における販売会社はこれと異なる時間を定めることができます。</p>
信託期間	<p>無期限 (運用開始日:1999年4月30日)</p>

代行協会員

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

お申込みメモ(2)

くわしくは最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

<p style="text-align: center;">繰 上 償 還</p>	<p>ファンドまたはポートフォリオは以下の場合、以下の事情の発生についての通知をもって解散されることがあります。</p> <p>(イ) 管理会社による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 受益者またはかかるポートフォリオの受益者により、受益証券の買戻しを承認する特別決議が可決され、4週間以上6週間以内に通知がなされた場合 (ii) ポートフォリオのサプリメントに別段の規定がある場合を除き、受益証券の当初募集後いずれかの時点で、ポートフォリオの純資産総額が3,000万米ドルまたは外貨建ての相当額を下回った場合(ただし、受益者に対し4週間以上6週間以内の事前通知が当該期間の4週間以内になされることを条件とします。) (iii) ファンドまたはポートフォリオに対するアイルランド中央銀行の認可後1年を経過したいずれかの時点における場合(ただし、受益者に対し4週間以上6週間以内の事前通知がなされることを条件とします。) (iv) ファンドが認可投資信託としての資格を喪失した場合または管理会社がこの点についての法律意見を求めた上で、かかる資格を喪失する可能性が高いと判断した場合 (v) ファンドの存続を不適法、または管理会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合 (vi) 管理会社が辞任の申し出をした後3ヶ月以内に、受託会社が信託証書の規定に基づき新任の管理会社を任命しなかった場合 <p>(ロ) 受託会社による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 管理会社が清算手続(組織変更または合併を目的として行われる受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除きます。)に入り、営業を中止し、または(受託会社の合理的判断により)受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することになった場合 (ii) ファンドもしくはポートフォリオの存続を不適法、または受託会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合 (iii) 受託会社が管理会社に対して書面により辞任の申し出をした後6ヶ月以内に、管理会社が信託証書の規定に基づき新任の受託会社を任命しなかった場合
<p>決 算 日</p>	<p>毎年12月31日</p>
<p>収 益 分 配</p>	<p>各営業日のポートフォリオの受益者名簿上の受益者に対し、毎日分配が宣言されます。宣言された分配金は当該月の最終営業日に当該受益者に分配され再投資されます。</p>
<p>信託金の限度額</p>	<p>信託金の限度額については定めがありません。</p>
<p>課 税 関 係</p>	<p>税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。益金不算入の適用は認められません。 ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性があります。</p>

* 分配金には税金が課せられます。

代行協会員

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

ファンドの費用

くわしくは最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入(申込み)手数料	なし
換金時	換金(買戻し)手数料	なし
	信託財産留保額	なし

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用(管理報酬等)	<p>年間の報酬(管理報酬、管理事務代行報酬および受託報酬、登録・名義書換事務代行報酬、投資顧問報酬、販売報酬および代行協会員報酬、受益者サービス代行報酬等を含みます。)、費用および手数料の総額は、純資産総額の年率0.85%または投資顧問会社が同意するこれより少ない金額に制限されます。0.85%の上限は、受益者から事前に承認を得ることなく増額することはできません。かかる報酬、費用および手数料は、日々発生し、毎月末に後払いされます。</p> <p>マスター・ファンドに投資することによりポートフォリオが負担することとなるマスター・ファンドの報酬、費用または手数料は、投資顧問報酬からポートフォリオに払い戻されることとなっています。</p>
随時	その他の費用・手数料	<p>目論見書・運用報告書・通知の作成・印刷費用、弁護士費用、監査費用、登録費用等</p> <p>これらの費用は、上記でポートフォリオの純資産総額の0.85%までに制限される費用の中に含まれます。</p>
		<p>源泉税・印紙税またはその他の税金、投資についての手数料・売買委託手数料、借入金の利息</p> <p>これらの費用は、上記でポートフォリオの純資産総額の0.85%までに制限される費用の中に含まれません。ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変更するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</p>

上記の手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

代行協会員

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

管理会社、その他の関係法人

- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド(「管理会社」)
- BNYメロン・トラスト・カンパニー(アイルランド)リミテッド(「受託会社」)
- BNYメロン・ファンド・サービスズ(アイルランド)デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー(「管理事務代行会社」)
- RBCインベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド(「登録・名義書換事務代行会社」)
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(「投資顧問会社」)
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(「副投資顧問会社／代行協会員」)
- ゴールドマン・サックス・インターナショナル(「総販売会社／受益者サービス代行会社」)
- ゴールドマン・サックス証券株式会社、他(「日本における販売会社」)

販売会社一覧

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
FFG証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○			○	○
株式会社埼玉りそな銀行 ^(注)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号	○			○	
株式会社りそな銀行 ^(注)	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号	○			○	
株式会社三井住友銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号	○			○	○
カブドットコム証券株式会社 ^(注)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○			○	
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第66号	○		○	○	○
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○			○	
マネックス証券株式会社 ^(注)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○		○	○	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○		○	○	○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号	○		○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○		○	○	○
ゴールドマン・サックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第69号	○			○	○

(注) 本ファンドの新規の購入申込み受付を停止しております。くわしくは販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

代行協会員

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

本資料のご利用にあたってのご留意事項等

- ファンドの受益証券の価額は、ファンドに組入れられている有価証券の値動き等による影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。
- ファンドおよびマスターファンドは、外貨建て債券(短期金融商品等)への投資を行います。債券(短期金融商品等)の価格は、金利の変動や組入債券の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により上下するため、場合によっては1口当たり純資産価格が元本を下回ることがあります。また、1口当たり純資産価格が外貨建てで表示されますので、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替相場の変動により、円換算ベースでは損失を被ることがあります。
- 本資料は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)により作成された販売用資料です。
- 取得の申込みにあたっては、販売会社より最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- お申込みに際しては、外国証券取引口座の開設が必要となります。販売会社から「外国証券取引口座約款」をお渡ししますので、よくお読みください。
- 本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。